

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和５２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１２５」を「１００分の１２６．２５」に改める。

第６条第２項中「１００分の１１７．５」を「１００分の１１８．７５」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次項から附則第４項までの規定は、令和７年６月１日から適用する。

（令和７年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

- ２ 令和７年６月に支給する期末手当に限り、改正後の条例第５条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１２５」とする。

（令和７年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

- ３ 令和７年１２月に支給する期末手当に限り、改正後の条例第５条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１２７．５」とする。

（令和７年６月及び１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- ４ 令和７年６月及び１２月に支給する勤勉手当に限り、改正後の条例第６条第２項の規定の適用については、同項後段中「１００分の１１８．７５」とあるのは、「１００分の５０」とする。